平成24年度 藤枝市議会11月定例会

文教建設経済委員会委員長報告書 (陳情審査)

平成24年12月17日 [本 会 議]

文教建設経済委員会に付託されました、

陳第4号「(仮称) 藤枝東公民館建設事業の早期実現に関する陳情」について、委員会に おける本陳情審査の、経過と結果について、主な質疑を中心にご報告致します。

初めに、「(仮称)藤枝東公民館の建設は、高洲公民館の改築工事ともども第4次藤枝 市総合計画の後期計画に位置づけられ、高洲公民館は計画どおり既に建設されているの だから方向づけは出来ていると考えるが、執行部の考え方を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「第4次藤枝市総合計画の後期計画の中では、高洲公民館とともに位置づけられていることは認識している。現在の生涯学習センターの藤枝公民館の機能が制限されている実情から、地域住民のことを考えれば新たな公民館の必要性は感じているので、建設について協議をしていきたい。」という答弁がありました。

次に、「五十海3丁目地区に建設される計画があると地元住民は認識しているようだが、その建設場所に現実味があるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「五十海3丁目地区には元々、中学校用地として土地開発公社が確保していた土地があり、平成17年に市が一部を買い戻し、SBSマイホームセンターに貸している。残りの4,386.9㎡について、公民館の建設のために確保していることを、議会での質問で答弁した経過もある。」という答弁がありました。

次に、「建設用地が確保されているとするならば、障害となっていることは何か。」 という質疑があり、

これに対して、「公民館を建設するには、行政センター業務、子育て支援業務、防災機能等を付加していく必要があるため、地元自治会との協議や、生涯学習課、企画政策課、協働政策課、建築住宅課などによる横断的な協議が必要になってくる。」という答弁がありました。

次に、一委員より、「平成9年より設置されている生涯学習センターは、全市民を対象に利用されており、藤枝公民館としての利活用が制限されていることや、藤枝地区の東部地域には地域防災活動の拠点となる地区行政センターがないこと、さらには、第4次藤枝市総合計画にも取り上げられている経過があることなどから、(仮称)藤枝東公民館の設置の必要性や妥当性が認められるので、本陳情は採択すべきである。」という意見がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、本陳情については全会一致で「採択」すべき ものと決定しました。

以上、ご報告いたします。